

どんな職業か

専門的な法律知識に基づき、不動産や会社の登記を代理し、裁判所等に提出する書類を作成する。また一定の条件のもとに簡易裁判所における民事訴訟・和解・調停などの代理などの業務を行う。

土地を購入・相続したり、家を新築した場合に、法的な権利を主張するためには登記の手続きが必要となる。新たに会社を設立した場合にも登記の手続きが必要となる。また、金銭の貸し借りでトラブルが起きた場合などには、法律に基づいて所要の手続きをしなければならず、訴訟が必要になることもある。これらの手続きは法律の専門的な知識に基づいて的確に行うことが必要であり、このような市民社会を支える法律手続きを代行しているのが司法書士である。

仕事の範囲は広く、その中で最も多いのが、土地や建物を売買するときに必要な「不動産登記」の手続きである。「登記」とは、土地や建物などの財産についての権利を公的に示すために、法務局にある「登記ファイル（登記簿）」と呼ばれる台帳に記録することである。

土地の登記の依頼を受けた場合、まず登記所で登記簿を閲覧し、土地の場所や広さ、所有権の名義人などを確認する。次にその土地を売却した人と購入した人から登記申請を代行するための委任状を受け取り、売買契約書や登記所の発行した権利証、市町村の発行する売主の印鑑証明書などを精査した上で、申請書などの必要書類を作成し、登記所へ提出する。

この他に、会社の設立や合併、支店の開設などの登記手続、供託の手続きを代行したりする。また、お金のトラブルがあったり、犯罪の被害者となったときなどに、弁護士を頼まず自分で裁判を行う場合、依頼を受けて司法書士が訴訟関係の書類を作成する。

平成15年4月1日から司法書士の業務に、法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所の事物管轄の範囲内での民事訴訟手続、即決和解手続、支払督促手続、民事調停手続等の代理及び裁判外の和解並びに法律相談が加わっている。

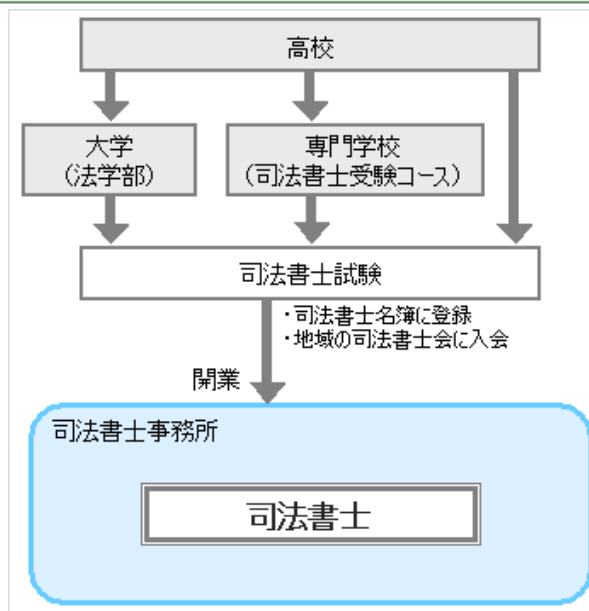
就くには

司法書士国家試験に合格することが必要である。受験資格に制限はないが、大学法学部卒業程度の基礎学力と実務についての知識が必要とされる。

合格後すぐに事務所を開業することは少なく、司法書士事務所や官庁・企業の法務部門などに勤めて、経験を積んでから開業する場合が一般的である。

新しい法律や法令改正の動きを常に把握しておくために、開業後も研修会や研究会に積極的に参加し、勉強を続ける努力が必要である。

財産や人権を取り扱う仕事であるため、仕事に対する公正・慎重・誠実な姿勢が求められる。依頼人の話を親身になって聞ける人、慎重な努力家で温厚な性格の人が向いている。



労働条件の特徴

司法書士事務所は、全国に偏りなく分布しており、主に法務局や裁判所の周辺に多く、また大都市とその周辺では若干オフィス街に集中している。登記を中心に全般的に取り扱う事務所と、法人登記、不動産登記、訴訟関係などの各分野を専門的に取り扱う事務所がある。

新規学卒者のほかに公務員・会社員や他の資格職業（行政書士など）からの転職者も多く、平均年齢は若くなってきている。

事務所を経営する場合、開所時間は手続きをする官庁の開庁時間と同じ朝9時から夕方5時までで、土曜・日曜・祝日は原則として休むことが多い。自由業なので自分で休日や労働時間を決められる利点はあるが、官庁への届出や手続きには期限が定められているものも多いため、仕事が集中する時期には残業や休日に働くことが必要になることもある。

。 今後は、市民の間での権利意識の高揚や社会の複雑化に伴い、様々な民事事件や家事審判、調停などが次第に増えていくものと予想され、司法書士に対する需要も増えるものと考えられる。

参考情報

関連団体 日本司法書士会連合会

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

関連資格 司法書士試験 土地家屋調査士試験 行政書士